

## 第 3 章

### 労働争議の調整等

第 1 節	労働争議の調整	56
第 1	<a href="#">概 要</a>	56
第 2	<a href="#">調整事件一覧</a>	59
第 2 節	個別労働関係紛争に係るあっせん	64
第 1	<a href="#">概 要</a>	64
第 2	<a href="#">個別あっせん事件一覧</a>	68
第 3 節	<a href="#">労働争議の実情調査</a>	69
第 1	概 要	69
第 2	実情調査一覧	69



# 第1節 労働争議の調整

## 第1 概 要

### 1 取扱事件の状況

#### (1) 取扱件数

令和3年に取り扱った調整事件の件数は15件で、前年（19件）に比べ4件減少した。

取扱件数15件は、すべてあっせん事件で、その内訳は、「前年からの繰越し」が3件、「新規申請」が12件であった。

あっせん事件は労働組合からの申請が14件、使用者からの申請が1件であった。

調整回数は12回で、前年（13回）に比べ1回減少した。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分 \ 年	H29	H30	R元	R2	R3
前年からの繰越し	2	1	2	2	3
新規申請	13	9	11	17	12
計	15	10	13	19	15
調整回数(回)	11	7	9	13	12

(注) 取扱件数は、すべてあっせんである。

#### (2) 取扱調整事項数

令和3年に取り扱った調整事件を調整事項別で見ると、「団交促進」及び「解雇」が各6項目で最も多くなっている。

表2 取扱調整事項数一覧表

(単位：項目)

調整事項 \ 年	H29	H30	R元	R2	R3	
団交促進	4 (1)	1	5	8	6 (1)	
経営又は人事	人員整理	0	0	0	0	
	配置転換	1	3 (1)	2 (1)	0	
	解雇	3	0	1	5 (1)	6 (2)
	その他	3	4	3 (2)	2	2 (1)
賃金等	一時金	4 (1)	6	3 (2)	4	0
	退職一時金・年金	0	2	1 (1)	1	0
	解雇手当・休業手当	2	0	1	0	0
	その他	3	5 (1)	6 (2)	12 (2)	3 (2)
労働条件等	2	0	5	3 (1)	2 (1)	
その他	9 (1)	3	3	9	6 (2)	
計	31 (3)	24 (2)	30 (8)	44 (4)	25 (9)	

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 複数の調整事項を含む事件もあるため、計は1(1)の取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

令和3年に取り扱った調整事件を業種別でみると、「運輸業、郵便業」及び「教育、学習支援業」が各4件で最も多くなっている。

従業員規模別でみると、「300人以上」が6件で最も多く、次いで「100人以上299人以下」が4件となっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		年	H29	H30	R元	R2	R3
業 種	建設業		0	2	0	2	2(1)
	製造業		5(1)	5(1)	3(2)	4	2
	情報通信業		0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業		3	0	5	4(1)	4(1)
	卸売業、小売業		1	0	0	2	0
	金融業、保険業		0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業		0	0	0	1	1(1)
	宿泊業、飲食サービス業		1	0	0	1	0
	生活関連サービス業、娯楽業		0	0	0	0	0
	教育、学習支援業		4	1	3	1	4
	医療、福祉		0	1	0	3	1
	サービス業		1(1)	1	2	1(1)	1
	その他		0	0	0	0	0
	計		15(2)	10(1)	13(2)	19(2)	15(3)
従 業 員 規 模	1～9人		0	1	1	3(1)	1(1)
	10～49人		4	4	0	5	2
	50～99人		3(1)	3(1)	3(2)	2	2
	100～299人		4(1)	0	5	3	4
	300人以上		4	2	4	6(1)	6(2)
	計		15(2)	10(1)	13(2)	19(2)	15(3)

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

## 2 終結状況

### (1) 終結区分別終結件数

令和3年に取り扱った調整事件15件は、13件が同年中に終結し、2件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」及び「打切」が各6件、「取下」が1件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、50.0%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	H29	H30	R元	R2	R3
終	解 決	決	6 (1)	4 (1)	7 (2)	10 (2)	6 (3)
	打 切	切	8 (1)	1	4	2	6
	取 下	下	0	3	0	4	1
	不 開 始	始	0	0	0	0	0
	移 管	管	0	0	0	0	0
結	計		14 (2)	8 (1)	11 (2)	16 (2)	13 (3)
	解 決 率 (%)		42.9	80.0	63.6	83.3	50.0
翌年へ繰越し			1	2	2	3	2

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申請に被申請者が応じない場合は「打切」に区分する。

## (2) 所要日数別終結件数

令和3年の終結事件を所要日数別にみると、「50日以上」が10件で最も多く、次いで「30～49日」が2件となっている。終結事件1件当たりの平均所要日数は、85.7日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数		年	H29	H30	R元	R2	R3
15	日 未 満		6	1	1	1	0
15	～ 29 日		1	1	3	0	1
30	～ 49 日		2	2	0	5	2
50	日 以 上		5 (2)	4 (1)	7 (2)	10 (2)	10
あっせん員指名前の取下			0	0	0	0	0
計			14 (2)	8 (1)	11 (2)	16 (2)	13
1件当たりの平均所要日数(日)			43.5	56.5	57.6	67.3	85.7

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 「所要日数」は、あっせん員指名年月日から終結年月日までの日数を示す（いずれも当日を含む。）。

## 第 2 調整事件一覧

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	あっせん員 指名年月日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
2-15	あっせん	運輸業、郵便業	R2. 10. 30 (組合)	R2. 11. 2	バス運転 試験の公 平な対応 等	1	131	解決 (あっせん案) (R3. 3. 12)	森 八代 山本(衛)

### ○申請までの経過

組合員に対するバス運転手への復帰試験の対応、同人の職務環境の改善等について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、使用者が組合員に対して配置転換に係る説明を行うこと及び現場の意見を聴取した上で休憩場所の確保に向けた団体交渉を行うことを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	あっせん員 指名年月日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
2-16	あっせん	建設業	R2. 12. 10 (組合)	R2. 12. 11	雇止め等 に対する 解決金の 支払い等	1	103	解決 (あっせん案) (R3. 3. 23)	佐脇 近藤 吉村

### ○申請までの経過

組合員は、従前就業していた会社の業務移管に伴い、60歳まで勤務できるとの説明を受けたとして被申請者で就業することを選択したものの、60歳以前に雇止めされたため、雇止め等について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、解決金を支払うことを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	あっせん員 指名年月日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
2-17	あっせん	不動産業、物品賃貸業	R2. 12. 23 (組合)	R2. 12. 24	不当解雇 に対する 解決金の 支払い等	1	89	解決 (あっせん案) (R3. 3. 22)	渡部 中嶋 山本(秀)

### ○申請までの経過

組合員に対して入社面接時に正社員への登用を期待させる発言があったが、入社後、組合員は同人の業務に従事するに当たり強いストレスを受け、休業を余儀なくされた。その後、使用者が一方向的に契約解除をしたため、組合員への不当な扱いがあるとして、謝罪と解決金の支払等について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、解決金を支払うことを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-1	あっせん	教育、学習支援業	R3. 2. 8 (組合)	R3. 2. 10	代表者の 団体交渉 出席	1	105	打切り (不調) (R3. 5. 25)	説田 畑 板倉

○申請までの経過

これまでの交渉経緯から代理人弁護士には実質的な交渉権限はないとして、使用者に対し、代表者の団体交渉への出席を求めたが、応じない旨回答されたため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝において、労使双方に譲歩を促したが、合意に至らなかったため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-2	あっせん	教育、学習支援業	R3. 2. 9 (組合)	R3. 2. 10	雇止め撤回	2	122	解決 (あっせん案) (R3. 6. 11)	井上 西野 夏目

○申請までの経過

組合の執行委員長に対する雇止めは、客観的に合理的な理由を欠いており、使用者の反組合意思に基づく不当なものであるとしてその撤回を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、解決金を支払うことを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-3	あっせん	運輸業、郵便業	R3. 2. 12 (組合)	R3. 2. 15	組合への 侮辱発言 に対する 謝罪	1	81	打切り (不調) (R3. 5. 6)	説田 牧田 山本(衛)

○申請までの経過

組合員が同僚から組合を侮辱する発言を受けたとして、同人及び使用者に対して当該発言に対する謝罪を求めたが、使用者が謝罪に応じなかったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝において、労使双方に譲歩を促したが、合意に至らなかったため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-4	あっせん	運輸業、郵便業	R3. 5. 19 (組合)	R3. 5. 24	解雇撤回等	1	107	打切り (不調) (R3. 9. 7)	森 西野 山本(秀)

○申請までの経過

組合員らが解雇されたとして、組合員らの復職、解雇から復職までの期間の給料相当額の賠償金の支払等を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝において、労使双方に譲歩を促したが、合意に至らなかったため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-5	あっせん	教育、学習支援業	R3. 6. 3 (組合)	R3. 6. 7	団体交渉の応諾	0	40	打切り (辞退) (R3. 7. 16)	説田 牧田 山本(衛)

○申請までの経過

組合員の体調不良は業務に起因するものであるとして当該組合員の作業環境測定を求めて被申請者(派遣先)へ団体交渉を申し入れたところ、法令違反等がない旨書面回答するのみで団体交渉に応じなかったことから、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

被申請者(派遣先)から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-6	あっせん	サービス業	R3. 6. 30 (組合)	R3. 7. 5	雇止め撤回等	1	82	打切り (不調) (R3. 9. 24)	杉島 吉田 太田

○申請までの経過

組合員に対する私的な活動を理由とした雇止めはパワハラであり、当該組合員にはパートの雇用契約期間満了後にアルバイトとして雇用される期待権もあったとして、雇止めの撤回等を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝において、労使双方に譲歩を促したが、合意に至らなかったため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-7	あっせん	製造業	R3. 7. 19 (組合)	R3. 7. 20	団体交渉促進	0	35	打切り (辞退) (R3. 8. 23)	佐脇 中嶋 山本(衛)

○申請までの経過

数度の団体交渉が開催されたものの労使合意には至らず、その後の団体交渉申入れに対して使用者が応じなくなったとして、団体交渉応諾を求めて、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-8	あっせん	建設業	R3. 8. 20 (組合)	R3. 8. 23	原職復帰、休業手当と通常の賃金との差額の支払い等	1	87	解決 (あっせん案) (R3. 11. 17)	渡部 畑 板倉

○申請までの経過

長期間の自宅待機を命じられ、その間、平均賃金の6割しか支払わないのは不当であるとして、組合員の職場復帰及び自宅待機期間中の全額補償を求めて団体交渉が行われたが、平行線となった。その後、組合員の定年後の雇用継続についても拒否されたため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、解決金を支払うことを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-9	あっせん	製造業	R3. 8. 27 (使用者)	R3. 8. 30	労働者が主張する業務に起因する傷病に対する補償	2	107	解決 (あっせん案) (R3. 12. 14)	説田 西野 夏目

○申請までの経過

組合員である従業員の就業中の負傷に係る治療費の補償等について団体交渉が行われたが、平行線となったため、使用者はあっせんで申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、解決金を支払うことを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-10	あっせん	教育、学習支援業	R3. 11. 2 (組合)	R3. 11. 4	雇止め撤回	-	-	翌年へ繰越	佐脇 近藤 山本(秀)

○申請までの経過

組合の書記長に対する雇止めは、客観的に合理的な理由を欠いており、使用者の反組合意思に基づく不当なものであるとしてその撤回を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-11	あっせん	医療、福祉	R3. 11. 17 (組合)	R3. 11. 22	団体交渉の開催等	0	25	取下げ (R3. 12. 16)	杉島 畑 山本(衛)

○申請までの経過

使用者に対し、複数回、組合員の労働条件等に係る要求書を提出するとともに団体交渉の申入れを行ったが、使用者が応じなかったことから、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

組合から、あっせん申請後に団体交渉が開催されたことからあっせんを取り下げる旨記載された書面が提出されたため、取下げにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	あっせん員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
3-12	あっせん	運輸業、郵便業	R3. 12. 21 (組合)	R3. 12. 22	説明資料の提示、誠実な団体交渉促進	-	-	翌年へ繰越	渡部 牧田 板倉

○申請までの経過

冬季一時金の団体交渉において、使用者が十分な説明をすることもなく一時金を不支給とする旨回答するのみであったので、組合は回答の根拠となる資料を提示の上、説明することを求めたが、使用者が応じなかったことから、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

※各所要日数は、あっせん員指名年月日から終結年月日までの日数を示す(いずれも当日を含む)。

## 第2節 個別労働関係紛争に係るあっせん

### 第1 概 要

#### 1 取扱事件の状況

##### (1) 取扱件数

令和3年に取り扱ったあっせん事件の件数は11件で、前年（10件）に比べて1件増加した。取扱件数11件の内訳は、すべて「新規申出」であった。

申出者別では、労働者からの申出が10件、使用者からの申出が1件であった。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分 \ 年	H29	H30	R元	R2	R3
前年からの繰越し	3	2	2	1	0
新規申出	7	13	12	9	11
計	10	15	14	10	11

##### (2) 取扱あっせん事項数

令和3年に取り扱ったあっせん事件をあっせん事項別でみると、「解雇」が3項目で最も多く、次いで「職場の人間関係」が2項目となっている。

表2 取扱あっせん事項数一覧表

(単位：項目)

あっせん事項 \ 年	H29	H30	R元	R2	R3	
経営又は人事	解雇	5 (3)	3	4	2	3
	復職	0	0	1	0	0
	退職	0	0	2	2	0
	その他	1	5 (1)	1	1 (1)	3
賃金等	賃金未払	2	1	0	3	1
	賃金減額	0	0	2	0	1
	退職一時金	2 (2)	0	0	0	1
	解雇手当	2	1	0	0	0
	その他	2	7 (1)	3 (1)	0	0
労働条件等	5	11 (2)	6	2	1	
職場の人間関係	4	9 (2)	5 (2)	5	2	
その他	0	1	0	0	1	
計	23 (5)	38 (6)	24 (3)	15 (1)	13	

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 複数のあっせん事項を含む事件もあるため、計は1 (1)の取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別で見ると、「宿泊業、飲食サービス業」が3件で最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」及び「サービス業」が各2件となっている。

従業員の規模別で見ると、「10人～49人」及び「300人以上」が各3件と最も多くなっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		年	H29	H30	R元	R2	R3
業 種	建設業		0	1	0	0	1
	製造業		2	3	1	0	0
	情報通信業		3 (2)	0	0	0	0
	運輸業、郵便業		1	3 (1)	1	0	0
	卸売業、小売業		0	1	2	3	2
	金融業、保険業		0	1	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業		0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業		0	1	3 (1)	3	3
	教育、学習支援業		0	0	0	2	0
	医療、福祉		3 (1)	1	2	1 (1)	2
	複合サービス事業		0	0	0	0	0
	サービス業		0	1	2	1	2
	その他		1	3 (1)	3 (1)	0	1
	計		10 (3)	15 (2)	14 (2)	10 (1)	11
従 業 員 規 模	1～9人		1	2	3 (1)	0	2
	10～49人		1	1	5	4 (1)	3
	50～99人		0	0	0	2	1
	100～299人		3 (1)	3 (1)	2 (1)	0	2
	300人以上		5 (2)	9 (1)	4	4	3
	計		10 (3)	15 (2)	14 (2)	10 (1)	11

注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

## 2 終結状況

### (1) 終結区分別終結件数

令和3年に取り扱ったあっせん事件11件は、10件が同年中に終結し、1件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が2件、「打切」が7件、「取下」が1件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、22.2%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	H29	H30	R元	R2	R3
終結	解決		7 (3)	6 (1)	3 (2)	1	2
	あっせん回数 (回)		7	8 (2)	3 (2)	1	2
	打切		1	5	9	6	7
	取下		0	2 (1)	1	3 (1)	1
	不開始		0	0	0	0	0
	計		8 (3)	13 (2)	13 (2)	10 (1)	10
	解決率 (%)		87.5	54.5	25.0	14.3	22.2
翌年へ繰越し			2	2	1	0	1

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申出に被申出者が応じない場合は、「打切」に区分する。

### (2) 所要日数別終結件数

令和3年の終結事件を所要日数別にみると、「30日以上」が7件で最も多く、次いで「20日以上30日未満」が2件となっている。終結事件1件当たりの平均所要日数は、55.6日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数		年	H29	H30	R元	R2	R3
10日未満			1	0	2	3	1
10～19日			0	1	1	2	0
20～29日			2 (2)	1	3	1	2
30日以上			5 (1)	11 (2)	7 (2)	4 (1)	7
計			8 (3)	13 (2)	13 (2)	10 (1)	10
1件当たりの平均所要日数(日)			40.9	60.5	41.7	30.3	55.6

(注) ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

(3) 処理日数別終結件数

令和3年の終結事件を、あっせん申出の日から終結の日までの処理日数別にみると、「30日以上」が7件と最も多く、次いで「20日以上30日未満」が2件となっている。

終結事件1件当たりの平均処理日数は、57.3日であった。

表6 処理日数別終結件数一覧表

(単位：件)

処理日数 \ 年	H29	H30	R元	R2	R3
10日未満	0	0	2	3	1
10～19日	0	1	1	1	0
20～29日	0	0	3	2	2
30日以上	8 (3)	12 (2)	7 (2)	4 (1)	7
計	8 (3)	13 (2)	13 (2)	10 (1)	10
1件当たりの平均処理日数(日)	58.0	63.1	42.8	31.5	57.3

(注) ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

## 第2 個別あっせん事件一覧

事件番号	業種	申出年月日 (申出者)	あっせん員 委嘱年月日	あっせん 事項	あっせん 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
2-P10	宿泊業、飲食サービス業	R3. 3. 2 (労働者)	R3. 3. 3	解雇に対する 金銭補償	0	23	打切り (辞退) (R3. 3. 25)	杉島 八代 山本(秀)
3-P1	サービス業	R3. 4. 8 (労働者)	R3. 4. 9	雇止めに対する 金銭補償	1	95	打切り (不調) (R3. 7. 12)	森 吉田 松井
3-P2	医療、福祉	R3. 4. 16 (労働者)	R3. 4. 19	配置転換に伴 う減額分給与 の補償等	1	67	打切り (不調) (R3. 6. 24)	佐脇 近藤 太田
3-P3	医療、福祉	R3. 4. 30 (労働者)	R3. 5. 6	個人情報 のネット上か らの削除	1	75	解決 (あっせん案) (R3. 7. 19)	渡部 中嶋 吉村
3-P4	卸売業、小売業	R3. 5. 14 (労働者)	R3. 5. 14	特別有給休暇 に関する変更 の撤回	0	50	打切り (辞退) (R3. 7. 2)	杉島 畑 板倉
3-P5	建設業	R3. 6. 8 (労働者)	R3. 6. 9	パワハラによ る退職に伴う 損害賠償	1	78	解決 (あっせん案) (R3. 8. 25)	井上 八代 夏目
3-P6	卸売業、小売業	R3. 7. 9 (使用者)	R3. 7. 12	未払時間外勤 務手当の妥当 な解決金額	1	66	打切り (不調) (R3. 9. 15)	酒井 近藤 山本(秀)
3-P7	電気・ガス・熱供給・水道業	R3. 9. 13 (労働者)	R3. 9. 13	配置転換	0	67	打切り (辞退) (R3. 11. 18)	井上 牧田 板倉
3-P8	サービス業	R3. 9. 14 (労働者)	R3. 9. 14	特別退職金 の支払い	0	29	打切り (辞退) (R3. 10. 12)	佐脇 八代 山本(秀)
3-P9	宿泊業、飲食サービス業	R3. 9. 28 (労働者)	R3. 9. 30	労働環境の 改善等	0	6	取下げ (R3. 10. 5)	森 吉田 板倉
3-P10	宿泊業、飲食サービス業	R3. 12. 10 (労働者)	R3. 12. 14	退職に追い込 まれたこと に対する補償金 の支払い	-	-	翌年へ繰越	富田 西野 田口

(注)所要日数は、あっせん員指名年月日から終結年月日までの日数を示す(いずれも当日を含む)。

## 第3節 労働争議の実情調査

### 第1 概 要

労働争議の実情調査は、労働争議の争点、経過などを把握することにより、調整開始の際に、迅速かつ的確に処理するため実施しているもので、公益事業に係る争議行為の予告通知（労働関係調整法第37条）のあったものを対象に行っている。

### 第2 実情調査一覧

令和3年に行った実情調査は17件で、その内容は以下のとおりであった。

番号	事 件 名	業 種	組合員数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
1	三 和 清 掃	サービス業 (廃棄物処理業)	12	脱退意欲に対する抗議	R3. 1. 18	R3. 2. 1	有
2	みなと医療生協	医療、福祉 (医療業)	149	賃金引上げと雇用の確保ほか	R3. 2. 24	R3. 8. 17	
3	南 医 療 生 協		239				
4	北 医 療 生 協		268				
5	名 南 会		312				
6	尾 張 健 友 会		92				
7	刈谷豊田総合病院		1,578				
8	南 知 多 病 院		41				
9	済生会リハビリテーション病院		120		R3. 10. 5	R3. 12. 16	
10	みなと医療生協		160				
11	南 医 療 生 協		247				
12	北 医 療 生 協		252				
13	名 南 会		299				
14	尾 張 健 友 会		97				
15	刈谷豊田総合病院		1,585				
16	南 知 多 病 院		41				
17	済生会リハビリテーション病院		120				